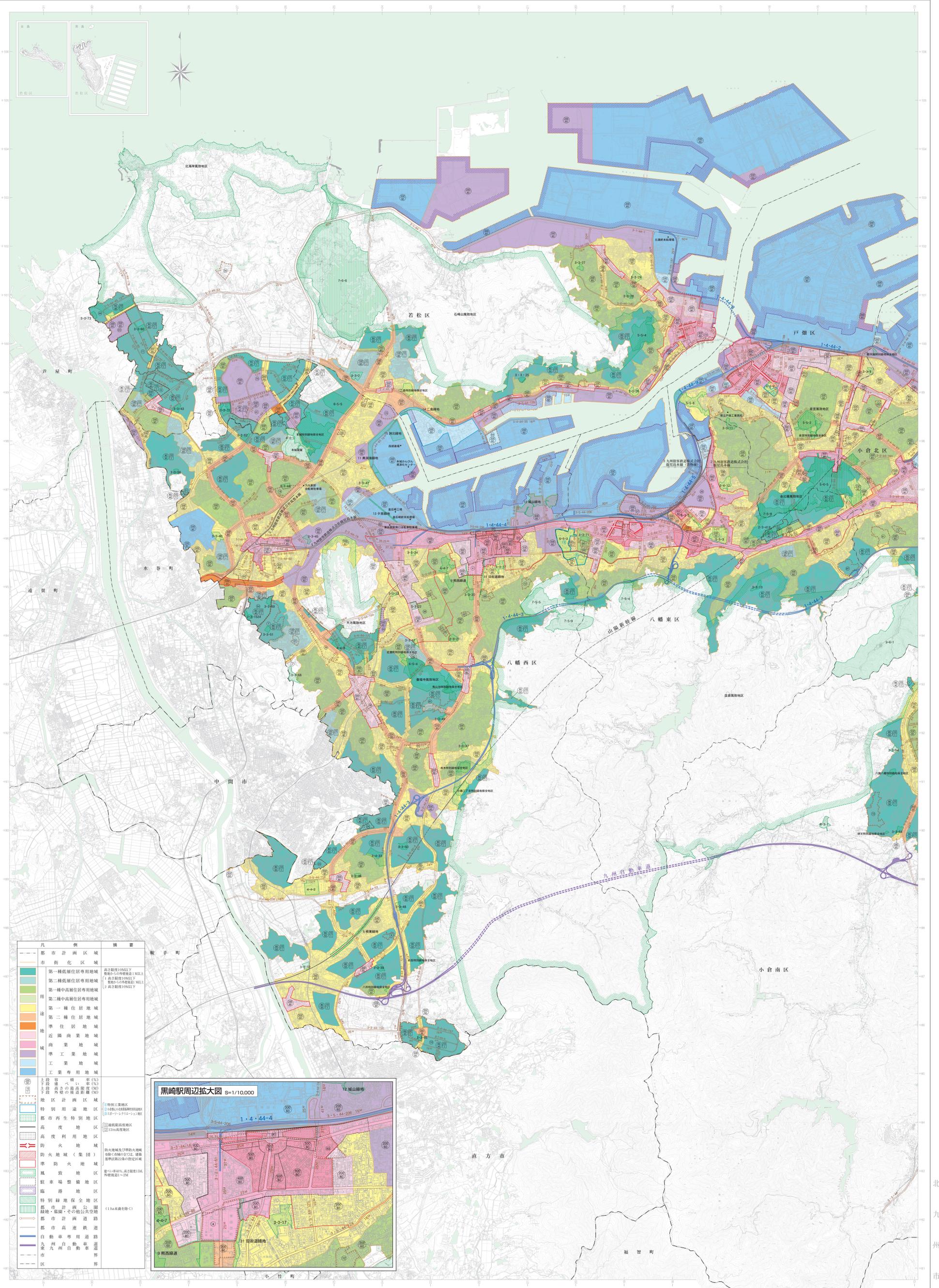
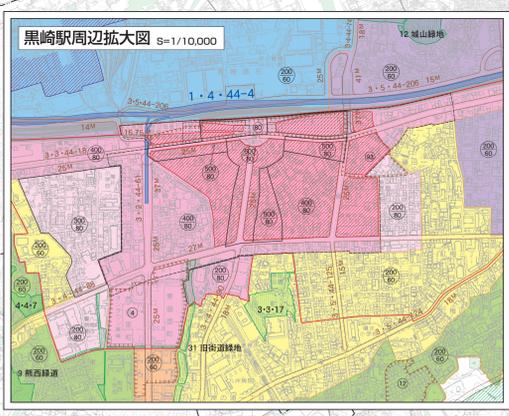


北九州広域都市計画総括図(北九州市西部)

令和五年四月作成



凡例	概要
都市計画区域	都市計画区域
市街化区域	市街化区域
第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
第二種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域
第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
第二種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域
第一種住居地域	第一種住居地域
第二種住居地域	第二種住居地域
準住居地域	準住居地域
近隣商業地域	近隣商業地域
商業地域	商業地域
準工業地域	準工業地域
工業地域	工業地域
工業専用地域	工業専用地域
上段容積率(%) 下段容積率(%) 土壌高さの最高限度(M) 下段外壁の最高限度(M)	上段容積率(%) 下段容積率(%) 土壌高さの最高限度(M) 下段外壁の最高限度(M)
地区計画区域	地区計画区域
特別用途地区	特別用途地区
都市再生特別地区	都市再生特別地区
高度地区	高度地区
高度利用地区	高度利用地区
防火地域	防火地域
防火地域(集団)	防火地域(集団)
準防火地域	準防火地域
風致地区	風致地区
駐車場整備地区	駐車場整備地区
臨港地区	臨港地区
特別緑地保全地区	特別緑地保全地区
都市計画公園	都市計画公園
緑地	緑地
都市計画道路	都市計画道路
都市高速鉄道	都市高速鉄道
自動車専用道路	自動車専用道路
九州自動車道	九州自動車道
東九州自動車道	東九州自動車道
市界	市界
区界	区界



1:25,000

北九州市

注) 本図は、都市計画部が作成したものであり、地籍及び所管のずれのため正確でない部分もある。詳細については正確な確認が必要な場合は、北九州市建設都市計画部都市計画課、都市計画課(住居形成課)に問い合わせる。都市計画課、都市再生課、都市高度課、自動車専用道路課、建設局公園緑地公園管理課(緑地課)、緑地課、特別緑地保全地区、都市計画公園、緑地、公園、その他(公共用地)に属している区域を記載していません。

「測量法に基づき(国土院院長承認) (使用) R. 4. 8. 758」
「この図は、令和5年2月作成。1:10,000都市図を縮小編集したものを基に作成したものである。」(北九州市)